

広島県告示第百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十五年広島県告示第百四号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年六月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十九年五月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十九年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更前		変更後	
区域	区分	区域	区分
倉橋西部区域 （倉橋西部漁業協同組合の地区）		倉橋西部区域 （倉橋西部漁業協同組合の地区）	
一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	一 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業	二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業	二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業	二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業
三 瀬戸内海機船船びき網漁業	三 瀬戸内海機船船びき網漁業	三 総トン数一〇トン未満の漁船を使用して営む釣り漁業	三 総トン数一〇トン未満の漁船を使用して営む釣り漁業
四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業	四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業	四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業	四 一〜三に掲げる漁業以外の漁業